

各 位

会 社 名	株式会社 幸 楽 苑
代表者の役職名	取締役社長 新井田 傳
(東証第一部	コード番号 <u>7 5 5 4</u>)
問 い 合 わ せ 先	取 締 役
	社 長 室 長 室 井 一 訓
T E L	0 2 4 - 9 4 3 - 3 3 5 1
	http://www.kourakuen.co.jp/

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 13 日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 20 年 6 月 20 日開催予定の第 38 期定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 変更の理由

- (1) 公告の方法について、周知性の向上及び手続きの合理化を図るため、現行定款第 5 条（公告方法）につきまして、所要の変更を行うものであります。また、同制度の導入に伴い、不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法を定めるものであります。
- (2) 株式取扱規程において、株主の権利行使の手続きについて定めることを明確にするため、現行定款第 11 条（株式取扱規程）につきまして、所要の変更を行うものであります。
- (3) 当社は、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みである買収防衛策の導入、継続、変更および廃止並びに買収防衛策に基づく対抗措置の発動にあたりましては、その重要性に鑑み、株主総会にお諮りして株主の皆様の意思を尊重することが肝要であると考えております。
つきましては、株主の皆様の意思を尊重するべく、買収防衛策の導入、継続、変更及び廃止に対する株主総会における決議の根拠を法的に明確にするための規定として、第 42 条（買収防衛策の導入等）を新設するものであります。
また、買収防衛策の一環として新株予約権無償割当を行う場合にも、株主の皆様の意思を尊重するべく、新株予約権無償割当に対する株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会決議の根拠を法的に明確にするための規定として、第 43 条（新株予約権無償割当等の決定機関）を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は、変更箇所を示します。)

現行定款	変 更 案
<p>(公告方法) 第 5 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p>	<p>(公告方法) 第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p>
<p>(株式取扱規程) 第 11 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程) 第 11 条 当社の株式に関する取扱い<u>株主の</u>権利行使の手続き及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>(新設) (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>第 8 章 買収防衛策</u> (<u>買収防衛策の導入</u>) 第 42 条 当社は、<u>買収防衛策の導入、継続、変更及び廃止については、株主総会の決議により定めることができる。</u> <u>2 前項に定める買収防衛策の導入、継続、変更及び廃止とは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当社の発行する株式その他の権利の買収行為に関して、当該買付行為を行う者が遵守すべき手続き及びこれに違反する者に対する対抗措置等を当社が定め、その適用を継続し、その内容を変更し、またはその適用を廃止することをいう。</u> (<u>新株予約権無償割当等の決定機関</u>) 第 43 条 当社は、前条に規定する買収防衛策が定める手続きに従い、<u>取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議に従い、新株予約権無償割当を行なうことができる。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日

平成 20 年 6 月 20 日(金曜日)

定款変更の効力発生予定日

平成 20 年 6 月 20 日(金曜日)

以 上